

平成29年 第4回香芝市教育委員会会議(臨時)会議録

日時 平成29年4月17日(月)
午後3時00分より
場所 香芝市役所2階 大会議室南

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司
委員(教育長職務代理者) 中木 秀一
委員 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 村中 義男
教育部次長 福森 るり
教育総務課長 楠本 視和
学校教育課長 上谷 基博
こども課長 澤 和七
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 隈崎 倫夫
市民図書館長 仲西 靖子
こども課主幹 吉川 直美

〔書記〕

教育総務課副主幹 松田 陽介
教育総務課主事 北村 一馬

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回教育

委員会会議(臨時)を開会いたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、中木委員と石原田委員にお願いいたします。

日程4(1) 香芝市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて

教育長 案件(1)諮第2号「香芝市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いいたします。

こども課長 ただいま提案になりました、諮第2号「香芝市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

下田幼稚園を幼保連携型認定こども園にすべく手続きを進めておりましたが、一部期日に間に合わないものがあったため、香芝市幼稚園条例および香芝市認定こども園条例の一部改正について、3月31日に専決処分をさせていただきました。しかし、私どもの認識不足、または関係機関との連絡調整の齟齬等によりまして、今般、香芝市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例として議案を提出させていただいているところでございます。主な内容といたしましては、本条例の第1条におきまして、香芝市立認定こども園下田幼稚園を香芝市立下田幼稚園に改正するものでございます。第1条の施行期日につきましては公布日としております。条例第2条におきましては、香芝市立下田幼稚園から香芝市立認定こども園下田幼稚園に名称変更するものでございます。なお、第2条の施行期日につきましては、現在奈良県知事に対し、幼稚園型認定こども園としての認定申請手続き中でございまして、奈良県知事の認定があった日から施行したいと考えております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 何点か確認をしたいと思います。まず1つ目は、認定こども園下田幼稚園という名称は以前から使っている名称だったんですけれども、以前は補足の言葉として「幼保連携型」という言葉があったと思うんですが、この条例上は「幼保連携型」というもの、あるいは今施行日のところで説明していただいたように、「幼稚園型」という名称があったんですけれども、条例上はその区別をしなくていいのかどうかということについて教えていただきたいと思います。

それから2つ目なんですけれども、附則の施行期日のところに「公布の日から施行する」とありました。「公布の日」とはいつを指すのか。それについて教えていただきたいと思います。以上でございます。

こども課長 まず幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園ということですが、今回下田につきましては幼稚園型認定こども園ということで、当初は4月より幼保連携型認定こども園として開園する予定でしたが、一部手続き上間に合わなかったため、急遽幼稚園型で進めさせていただいたところでございます。

また、公布日でございますけれども、議会の承認をいただいた日をもって公布させていただきたいと考えております。以上でございます。

教育部次長 条例上、幼稚園型と幼保連携型を区別しなくてよいのかというご質問であったと思うんですが、まず幼稚園設置条例に載っている認定こども園はあくまでも幼稚園としての位置づけでございますので、おのずと幼稚園型ということになります。認定こども園条例に載っておりますのは、前文で幼保連携型と規定しておりますし、そもそも幼保連携型認定こども園は教育委員会の所管ではございませんので、そういう意味で区別をさせていただいているとご理解いただけたらと思います。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 施行日に関しての見通しですが、「奈良県知事の認定を受けた日から」とご説明がありましたが、今のところどういった状況になっているのか説明をお願いしたいと思います。

教育部次長 現在、4月12日に幼稚園型認定こども園の認定申請を提出しております。県のほうではそれを審査していただいていると認識しておりますが、特に審査の際に課題になっている点としましては、まず幼稚園型認定こども園というのは用途変更の必要がないものでございますけれども、建築基準法の12条報告でそもそも下田幼稚園の安全性が確認されている状況にないなかで、これを即座に認定することは難しいといったご意見をいただいているところでございます。

田中委員 1つ気になるのは、実際耐震補強をしたり、今回幼保連携型のかたちで手を加えたり、建物そのものを改築していたり、基本的な耐震であるとか建物の安全性に関する懸念はないのでしょうか。

教育部次長 平成24年度に耐震工事を実施いたしております、子どもたちに危害が及ぶような脆弱なものでないという確認はしていただいております。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 事務手続き上の話になると思いますが、条例のなかに、名前を一旦香芝市立下田幼稚園に変えると。そして同じ条文のなかに、今度はある条件が整ったら下田幼稚園という名称を認定こども園下田幼稚園に変えると。この、行って帰ってという2つのことが並存しているという条例になっていますけれども、こういうことは事務処理上は特に問題がないのかどうかお聞きしたいと思います。

教育部次長 9月に議決いただきました認定こども園条例についても、条例そのものは認定こども園鎌田幼稚園と認定こども園下田幼稚園を規定するものだったんですが、その附則でこの条例が施行するときに幼稚園条例からこの2つを除くといったような、附則で2つのことを謳うといった手法を使っております。特に事務に適わないものであるといったものではございません。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 今のところ、いわゆる12条報告が通って、幼稚園型認定こども園の認可申請という部分で、今のところどういう状況になっているのかある程度見通せるのであれば、現時点の目処をお示しいただければと思います。

教育部次長 高田土木事務所に対しましてはすでに事前協議書は提出しておりまして、事前協議はすべて完了しております。本日午後には本申請を提出するということになっておりますので、後は決裁を待つ状況でございまして、これは見通しというよりも私どもの希望でございますけれども、4月下旬には完了して、検査済を受けられるといった希望を持っております。その時点で今懸念されている幼稚園型認定こども園の認定申請書の懸念事項も払拭されますので、その時点で審査を終えて認定が下りればという見通しを持っているところでございます。

田中委員 もともとの話に戻しますと、要は本来3月末にすべての手続きが終わっていて、この臨時教育委員会会議そのものが行う必要のないものであったと思います。今回事前協議も終わって、本日本来のものを提出されて、希望的観測として4月末頃とお伺いしたんですが、実際のところ果たしてそれが本当に確からしいというのが私としては非常に懸念するところなんです。実際問題、可能性として4月中あるいはせめてゴールデンウィーク明けにできる可能性はそもそも相当な確率であるものなのか。そのあたりの見通しをお聞かせいただきたいと思います。

教育部次長 そもそも3月末にできるという見通しを持って事務を行っていたところ、これが今現在できていないということを考えますと、今の時点で4月末という見通しを持つことすらリスクがあるのではないかというご指摘は確かにおっしゃるとおりでございます。ただ事前協議がすべて完了しているということは土木からも聞いておりますので、決裁でよほどの瑕疵がない限りは認められるであろうということで、4月末ということについては一定の可能性があると考えております。

中木委員 今の話に付随することなんですけれども、3月末に12条報告が受理されるということを、半年以上前から狙って進めてきた。だけど、法の解釈の甘さなのか、あるいはこれを審査する担当部署との意思疎通が十分でなかったのかという、そういったことが結果として悪いほうにでたということ

が結果としてあって、今希望的観測であるとのお話をいただきましたけれども、本当にそれが実現できるようにという話の流れのなかで、やはり今回高田土木さんですけれども、しっかりと意思疎通をしていただいて、「こんなことになるはずでは」ということがないように努めていただきたいと希望するところでございます。

それからあと1点確認なんですけれども、下田幼稚園に関して、県で届出して認められている内容、これは公の内容ですね。それから香芝市、これは条例の話ですけれども、香芝市で認められている内容というのが、今日の幼稚園設置条例の一部を改正することによって、そういった矛盾はなくなると理解していいんでしょうか。

教育部次長 今県教育委員会と県子育て支援課がこれらについて関係しているわけですが、県側といたしましては今幼稚園が存在するという認識でございまして、市の専決内容と矛盾が生じているというような状況でございまして、今回の名称変更の条例改正を行うとそれらが解消されるということでございます。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員 確認させていただきたいのですが、先ほどからの繰り返しになってしまっていますが、検査済書を受けられる見込みであるという段階で、仮にこれを想定していたとおり進まなかったというシナリオを前提にしたときに、今議論をしている条例改正そのものが意味をなさないと言いますか、かえって混乱を招く、次の課題を引き起こすといったことはないのでしょうか。

教育部次長 まず子どもたちの保育でございますけれども、これについては現在幼稚園で保育の必要な2号認定を受け入れるという特例保育給付という仕組みのもとで保育を行っております。ですので、仮に先ほど申しました12条報告が遅れて、さらに県の認定申請の期日も遅れるということが生じましても、子どもたちの保育ができないといった事態には陥らない。これは確かでございます。今回法制担当と十分な協議を行いまして、3月31日は本当に急な専決の判断をしなければならないという事態でございまして、そこで矛盾が生じたこと、混乱を招いたことにつきましてはお詫び申し上げないといけませんが、今回名称変更することによりまして一時的な矛盾が

解消されますので、まずはここについては改正したいと考えております。

教育長 他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5 (2) 香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則の一部を改正することについて

教育長 それでは案件(2)議第13号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則の一部を改正することについて」を、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課副主幹

ただいま提案になりました、議第13号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長の臨時代理に関する事項について一部改正を行い、対象となる事項を追加するものでございます。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項に規定されている事項および同法第29条に規定されている事項でございます。改正理由といたしましては、教育委員会会議を開くいとまがない緊急時におきましても規則改正を行えるよう、当該規定の整備を行うものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 この改正案を見ると、教育長に委任することができない事項が増えたということだろうと思います。なぜこういった事項が増えたのか。その理由

をご説明いただきたいと思います。

次に第4条を見ると「臨時に代理させる」という文言があります。臨時に代理させる行為が続くことは好ましくないと思っているんですが、今まで会議の議決に基づいて臨時に代理するということが書かれているんですけども、臨時に代理するときはその前に会議を開催して、こういったことについて教育長に臨時に代理させるというやり方でこの規則は読んだらいいのかどうか。そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

教育総務課副主幹

第2条の第1号から第4号を追加させていただいているんですけども、「次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する」という規定になっております。この第1号から第4号なんですけれども、もともと第1号から第3号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項にこれと全く同じことが規定されております。その法律の文言によりますと、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」とありますが、その第2項といたしまして、「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。」という規定がございます。法律のほうでもともと委任ができないとなっております。また、第4号につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に「教育委員会の意見聴取」というかたちで、教育委員会の予算および議会の議決を経るべき事件の議案については意見聴取をしなければならないと規定されております。また、改正案第4条では、「第2条各号に掲げる事務につき教育長をして臨時に代理させることができる。」となっております。教育長に臨時代理させる際には規則のほうで事項を固めておきなさいといった法の趣旨でございますので、新しい第1号から第4号については、委任はできませんが臨時代理はできますというかたちで規則の改正をさせていただくものでございます。

2つ目のご質問なんですけど、先ほどの繰り返しになりますが、臨時代理とは教育長がいわゆる専決に近いかたちで決めさせていただくようなかたちになってございます。ただし、専決とは違いまして、臨時代理した事項は後日の教育委員会会議でご報告申しあげて委員の皆様方にご承認いただくという流れになっておりますので、臨時代理できる事項に関しましては「第2条各号に掲げる事務」というかたちで規定させていただいております。以上でございます。

中木委員 まだお答えいただいているのが、第4条の解釈のときに、教育長が臨時に代理する場合、「その会議の議決に基づき」と書いてあるんです。この言葉の解釈なんですけれども、こういったことを臨時に代理するということを事前にこの教育委員会会議で諮っていくという趣旨なのか、あるいは規則全体の話で、規則の第2条にこのような項目があって、この項目を定めたということが、イコールすべてについて教育委員会の、いつどのような内容の臨時代理であるということを教育委員会会議に諮ることなく、教育長が自らの考えで、いつでも臨時に代理することができると。そういうふうに読むのか、どちらなのでしょう。

教育総務課副主幹

「会議の議決に基づき」という部分ですが、規定を教育委員会会議のほうで議決していただいて、それに基づいた臨時代理というふうに解釈させていただきます。

中木委員

今のご説明でしたら、どういった項目をいつやるかということについては、教育委員会会議で教育委員に、事前に連絡なく教育長の判断でいつでもやられると。そういった解釈になるということでしょうか。

教育総務課副主幹

その通りでございます。

教育長

よろしいですか。では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員

今のお話の続きになるのですが、迅速に対応しなければならないことに対応できる面がある一方で、やはりチェック機能が働かなくなる。判断のミスがあるかもしれない。そういったリスクが想定されるなかで、条件が「緊急やむを得ないとき」となっていますが、これは一体何を指すのか。誰がそれを判断するのか。そのあたりを教えていただけたらと思います。

教育総務課副主幹

教育委員会会議を開くいとまがないときというのは、日程や時間の都合上、物理的に委員さんに集まっていだけない場合などが考えられると思います。もちろん臨時代理を乱用することのないように努めさせていただく反面、どうしても必要な場合もございますので、そこはなるべく教育委員会会議にお諮りするなり、委員さんと事前に相談させていただくなり、連絡は行ってまいりたいと考えております。

石原田委員 もちろん事務局の方々を信頼しておりますが、やはりその場その場でや
っていくことではなしに、明確な基準がないとやはり問題があるかなと思
うのと、緊急やむを得ないときに条件が、例えば教育委員が集合できるか
どうかが基準であるのは私は違うんじゃないかなと思います。案件が緊急
性を持っているかどうか判断基準であれば分かるんですけども。いか
がでしょうか。

教育部次長 今、教育総務課より申し上げましたのは、今日決まらなければ明日から
の事務が滞る、市民の方々に不利益を被るような事案に対し、本来なら教
育委員会会議にて決していただけなければならないことですが、物理的な
理由で会議を招集することができないといった場合の説明であったとご
理解いただけたらと思います。

石原田委員 では最初の質問に戻るのですが、緊急やむを得ないというのはどのあた
りにラインがあるのでしょうか。

教育部次長 今申しましたように、この期日で決裁を行わなければ条例上の矛盾が生
じる。あるいは事務が滞って不利益を被る市民の方がおられる。そういっ
たことが想定されます。

石原田委員 緊急かどうかは、事務上、手続き上の問題ということによろしいでしょ
うか。事務が滞るので緊急であると判断されるのでしょうか。

教育部次長 市民に対して不利益となるかどうかはまずは第一義的な判断の基準に
なろうかと思います。

石原田委員 そうだとして、市民に不利益を被るかどうかを判断するのはどなたです
か。

教育総務課副主幹

「教育長をして臨時に代理させる」という規定ですので、最終的な判断
は教育長が行います。

石原田委員 教育長が臨時代理をするかどうかの判断は教育長ご自身がされるとい
う理解でよろしいですか。

教育総務課副主幹

意思形成の過程では事務局職員も意見を述べていくことになりますが、最終な判断を行うのは教育長ということになります。

教育長 よろしいでしょうか。ここで暫時休憩といたします。

(午後 3 時37分 休憩)

(午後 3 時41分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

教育長 それでは他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ごいませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 5 (3) 香芝市教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部を改正することについて

教育長 案件(3)議第14号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課副主幹

ただいま提案になりました、議第14号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議第13号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則の一部を改正する規則」を受けまして、第2条の規定が号ズレにより改正になるものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 第2条第20号に「個人情報の開示請求等に対する措置その他の個人情報の保護に関すること。」とありますが、具体的に過去の事例としてどういうものがあつたのか。専決したことはあるのか。そのあたりのことをご説明いただきたいと思います。

教育総務課副主幹

私の知る限り、個人情報の開示請求は近年ではございませんでした。第19号の行政文書の開示については何件か受けております。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

三岡委員 あえて今この改正案第19号と第20号を教育長の専決事項にされるのは、こういった狙いがあるのでしょうか。

教育総務課副主幹

説明不足で申し訳ございません。こちらの規定の改正につきましては、参考資料5ページをご覧くださいなのですが、現行の第15号と第16号は行政文書の開示請求と個人情報の開示請求ということでもともと規定させていただいておりました。今回、議第13号におきまして号ズレが起こり、第15号と第16号が第19号と第20号に変わりましたので、そちらに伴いまして号の番号がずれるという改正でございます。ですので、内容的には何も変わることはございません。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、本件につきまして、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

教育長

本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第4回教育委員会会議(臨時)を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

(午後 3 時49分 閉会)